

三条市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

三条市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （4）観光振興に関すること。
- （5）農業の振興に関すること。
- （6）その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。なお、前項2号に掲げる事項のうち、「広域水災発生時の共同取組」に関しては別紙のとおりとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、法令又は条例に定めがある場合は、第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

3 甲及び乙は、本協定の終了後も、同様に守秘義務を負うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 8 年 1 月 15 日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

代表者 三条市長

滝沢 亮

乙 新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1230

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

新潟支店 支店長

鈴木 裕一郎

広域水災発生時の共同取組

三条市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、令和8年1月15日付で甲と乙との間で締結した「地方創生に関する包括連携協定書」（以下「協定書」という。）に関し、広域水災発生時の共同取組について次のとおり定める。

第1条（目的）

本共同取組は、甲の管轄する地域内において豪雨等の水害（地震による津波等により生ずる被害を除く。以下「広域水災」という。）が発生した時に、乙がその業務により撮影した写真を乙の火災保険契約者へ提供することや罹災証明書の早期申請について甲の公式ホームページを案内すること等を通して、甲における広域水災発生時の罹災証明書の発行に関する対応及び対策を推進し、もって協定書第1条に掲げる地方創生の実現に資することを目的とする。

第2条（取組）

乙は、次の各号に掲げる取組を行う。

- ① 乙の火災保険契約者の罹災証明書申請に関するサポート
- ② 乙が撮影したドローン画像の甲への提供

第3条（罹災証明書等発行業務の推進）

乙は、甲による罹災証明書等の発行に関し、乙が行う火災保険に関する損害調査業務により取得した写真等の資料を、乙の火災保険契約者からの求めに応じ提供する。

また、乙は当該契約者が甲に対して同結果を提出することに同意することで、甲の罹災証明書等の発行業務をサポートするものとする。

第4条（ドローン画像等の提供）

乙は、広域水災が発生した際に、火災保険の損害調査のためドローン等により撮影した画像のうち提供可能と乙が判断するものを甲へ提供し、甲が実施する罹災証明書発行業務などの広域自然災害対応をサポートするものとする。

以上